

佐賀空港滑走路延長事業環境影響準備書

縦覧について

- 1 縦覧期間は、令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く平日とします。
- 2 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時00分までです。
- 3 縦覧場所は、以下「縦覧場所一覧」に示すとおりであり、縦覧場所には、「準備書」、「要約書」の図書のほかに「概要」、「縦覧について」、「意見書の提出について」、「意見書様式」の資料を配置しております。

(縦覧場所一覧)

- ・佐賀県庁 行政の窓口（佐賀県佐賀市城内1丁目1-59）
 - ・佐賀県 佐賀空港事務所（佐賀県佐賀市川副町犬井道9476-187）
 - ・佐賀市役所 総務部 総務法制課（佐賀県佐賀市栄町1-1）
 - ・佐賀市役所川副支所 総務・地域振興グループ（佐賀県佐賀市川副町大字鹿江620-1）
 - ・白石町役場 総合戦略課（佐賀県杵島郡白石町大字福田1247-1）
 - ・柳川市役所 市民部 生活環境課（福岡県柳川市本町87-1）
- 4 準備書及び要約書は、インターネットでも縦覧しております。また、意見書様式もダウンロードできますのでご活用ください。
佐賀空港ホームページ：
<https://www.pref.saga.lg.jp/airport/kiji00398142/index.html>
 - 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、所定場所以外への持ち出し、貸出は禁止いたします。
 - 6 準備書等の複写については、縦覧場所では対応しておりません。ホームページよりダウンロードをお願いします。
 - 7 準備書の縦覧に関する全ての質問については、佐賀県地域交流部空港課にお問い合わせください。

佐賀県 地域交流部 空港課 施設担当

佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7104

時間 午前8時30分～午後5時15分

佐賀空港滑走路延長事業環境影響準備書

意見書の提出について

- 1 準備書について環境の保全の見地から意見を有する方は、どなたでも意見を提出することができます。
- 2 意見は、日本語により環境保全の見地からの意見を、理由を含めて記載してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所(法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、準備書の名称(様式には記載しています。)、環境保全の見地からの意見及び理由を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添「佐賀空港滑走路延長事業環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見書」の意見書様式を使用して提出してください。
- 5 意見書様式は、縦覧場所に配置しております。また、佐賀空港のホームページよりダウンロードできます。
佐賀空港ホームページ：
<https://www.pref.saga.lg.jp/airport/kiji00398142/index.html>
- 6 意見書は、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出してください。なお、意見書の提出に要する費用は、提出される方でご負担ください。
- 7 意見書の提出期間は、令和7年10月1日(水)から令和7年11月14日(金)までです。FAX又はメールによる提出の期限は、11月14日の午後5時までです。また、郵送の場合は、11月14日の消印まで有効です。

提出先

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県地域交流部空港課施設担当

TEL:0952-25-7104

FAX:0952-25-7318

Mail:kuukou@pref.saga.lg.jp